第14回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

株 式 会 社 ネ ク ソ ン

目　次

① 業務の適正を確保するための体制及び
当該体制の運用状況の概要 ……１頁

② 連結注記表 ……７頁

③ 個別注記表 ……29頁

上記の事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://ir.nexon.co.jp/stock/meeting.html)に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要、並びに、当事業年度における当該体制・運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（イ） 取締役会

取締役会を毎月１回以上開催し、取締役の職務執行の監督機能の実効性を高めるものとする。

（ロ） 監査役

監査役は常時取締役会へ出席することにより、取締役の職務執行の監査機能の実効性を高めるものとする。また、社外のプロフェッショナルを社外監査役として選任することにより、監査機能の専門性を高めるものとする。

（ハ） 内部監査室

内部監査室にて、継続的に社内業務の内部監査を実施するものとする。内部監査室は代表取締役社長直属の組織とし、内部監査の独立性を高めるものとする。

（ニ） 法務部

法務部を、社内業務の法令遵守（以下「コンプライアンス」という）に関する相談窓口とすることにより、コンプライアンスの確保を図るものとする。

（運用状況）

当事業年度においては、取締役会を17回、監査役会を14回開催し、取締役の職務執行の監督を行って参りました。また、専門的知見を有する社外取締役２名及び社外監査役３名を選任し、監督機能の実効性を図っております。

内部監査室においては、代表取締役社長直属の組織となっており、社内各部署の監査を実施致しました。法務部においては、コンプライアンスのための相談窓口としての業務を行うとともに、使用人に対してコンプライアンスの啓蒙活動を実施致しました。また、これに関連する社内規程を整備し、運用しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、保存するものとし、取締役及び監査役は、常時これらを閲覧できるものとする。

（運用状況）

文書管理規程に従い、取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務執行に係る情報を文書及び電磁的媒体に記録して保存しており、取締役及び監査役が常時閲覧可能な状態にしております。

③ 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な財務報告についての体制及びその有効性を定時又は随時に評価するための体制を整備するものとする。

（運用状況）

財務及び情報開示担当責任者を指名し、正確な財務データを収集する社内プロセスを構築するとともに、適時開示の対象となる発生事実を確認した場合は、情報開示担当責任者に通知され、定められた協議部署と協議し、対応を決定のうえ情報開示を行っております。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を策定し、損失の危険の顕在化の低減を図るとともに、万一重大事態が発生した場合に備え、危機管理マニュアルを策定し、迅速に対応する体制を整備するものとする。

（運用状況）

リスク管理規程に基づき、各部門管理者から編成されるリスク管理プロジェクトを設置し、各部門に生じ得るリスクを抽出したリスクマップを作成し、リスク顕在化の予防、軽減等の施策を実施しております。また、危機管理マニュアルを策定することで、問題発生時の連絡体制及び対応の体制を整備しております。

⑤　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（イ）　月次の業務執行の状況を取締役会において報告し、業務の阻害要因がある場合には適時に改善を行うものとする。

（ロ）　ITを活用して、意思決定及び情報共有の迅速化を行うものとする。

（運用状況）

毎月１回開催される取締役会にて、月次の業務執行の状況報告がなされ、状況に応じて適宜改善策が検討されております。また、社内申請及び稟議承認のための電磁的なシステムを導入することで、意思決定及び情報共有の迅速化を図っております。

⑥　当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（イ）　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規程に基づき、必要な事項について定期的に報告を行わせるものとする。

（ロ）　子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理規程に準じて、損失の危険の顕在化の低減を図るとともに、万一重大事態が発生した場合に備え、当社と協力して迅速に対応する体制を整備させるものとする。

（ハ）　子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

月次の業務執行の状況を当社に報告させ、業務の阻害要因がある場合には、適時に改善を行わせるものとする。

（ニ）　子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役、監査役、内部監査室、法務部が監査、調査その他の手段により関連情報を収集、入手することにより適合性を確認するとともに、子会社に対して、予防的な手段を含めて必要な措置を取らせるものとする。

（ホ）　その他の当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社における地域の特殊性を考慮した独立性を尊重しつつ、当社における業務の適正を確保するための体制に準じて、必要な措置を講じさせるものとする。

（運用状況）

関係会社管理規程に基づき、適時適切な報告を当社に行わせることにより、当社による監督を及ぼすことで業務の適正を図っております。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、必要な数の専属の使用人を置くものとする。専属の使用人を置かない場合には、必要に応じて内部監査室所属の使用人に監査業務の補助を命令することができるものとする。

専属か否かを問わず、監査役より命令を受けた使用人は、その命令内容に関して、取締役等の業務執行者の指揮命令は受けないものとする。

専属か否かを問わず、監査役より命令を受けた使用人は、その命令内容に関して、監査役の指揮命令に従わなければならないものとする。また、専属の使用人を置く場合は、当該使用人の人事、給与等の待遇を決定、変更するに際しては、監査役会との協議を要するものとする。

（運用状況）

社内規程において、監査役が内部監査室所属の使用人に監査業務の補助を命じることができる旨を定めるとともに、業務執行者の指揮命令に服さない旨の業務の独立性について定めております。

⑧　当社の監査役への報告に関する体制

（イ）　当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実並びに取締役の職務の執行が法令又は定款に違反する事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告するものとする。

（ロ）　子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実並びに子会社の取締役の職務の執行が法令又は定款に違反する事実があることを発見したときは、これらの者は、直ちに当社の監査役に報告するものとする。

（運用状況）

当社及び当社グループ会社に適用される行動倫理基準として、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実並びに取締役の職務の執行が法令又は定款に違反する事実があることを発見したときは、監査役に報告することとする体制を定めております。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度によるか否かを問わず、当社の監査役への報告を行った者に対して、その報告を理由として、本人に不利益な取扱いを行ってはならないものとする。

（運用状況）

当社及び当社グループ会社に適用される行動倫理基準として、前号の報告をした使用人の秘匿性をできる限り維持するとともに、当該使用人に対する報復措置や不利益な処遇を禁じております。

⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役又は監査役会が、その職務の執行のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求め、調査、鑑定その他の事務を委託し、又は子会社等に出張するために所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社の経費として費用を支出するものとする。

（運用状況）

社内規程において、監査役の職務の執行について生ずる費用について、当社の経費として費用を支出できるよう定めております。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、その他の取締役及び会計監査人と、それぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。内部監査室長は、内部監査の実施状況を定期的に監査役に報告するものとする。

（運用状況）

監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、また、内部監査室長は、内部監査の実施状況を定期的に監査役に報告しており、これらにより監査を実効性あるものにしております。

⑫　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

（イ）　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、取引を含む一切の関係を遮断するものとする。

（ロ）　反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力対応部署を法務部として、取引先の審査を行うこと等により反社会的勢力との関係の遮断に努めるとともに、反社会的勢力から接触を受けた場合には外部専門機関と連携しつつ組織的対応を行うものとする。

（運用状況）

反社会的勢力排除をコンプライアンス・プログラムに定めるとともに、反社会的勢力対応マニュアルを策定し、反社会的勢力に対応する体制を整えております。また、新規に取引を行う際には、当該取引の相手方が反社会的勢力に該当しないかの審査を事前に行っております。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第１項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数　21社

主要な連結子会社の名称

ネクソン・コリア・コーポレーション（韓国）
ネオプル・インク（韓国）
株式会社gloops（日本）
ネクソン・アメリカ・インク（米国）
ネクソン・エム・インク（米国）
ルシアン・ソフトウェア・デベロップメント・上海・カンパニー・リミテッド（中国）
ネクソン・ヨーロッパ・GmbH（ドイツ）

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社数　７社

主要な持分法適用の関連会社の名称

シックス・ウェイブス・インク（香港）
インティブソフト・カンパニー・リミテッド（韓国）
ユビファン・コーポレーション（韓国）

(4) 連結の範囲及び持分法の適用範囲の変更に関する事項

連結の範囲の変更

当連結会計年度において、ブリアン・ゲームズ・コーポレーション（韓国）の全株式を取得して子会社化したため、連結の範囲に含めております。

また、株式会社gloops（日本）を存続会社、株式会社インブルー（日本）を消滅会社とする吸収合併を行っております。

(5) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(6) 会計処理基準に関する事項

① 金融資産の評価基準及び評価方法

(a) 非デリバティブ金融資産

金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約条項の当事者となった取引日に当初認識しております。

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類し、それ以外の場合には公正価値で測定する金融資産に分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

公正価値で測定する金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定する（FVTPL）金融資産に分類され、純損益を通じて公正価値で測定しております。

ただし、売買目的で保有される資本性金融商品以外の資本性金融商品であり、当社グループが当初認識時にその他の包括利益を通じて公正価値で測定するという指定を行ったものについては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する（FVTOCI）金融資産に分類され、その他の包括利益を通じて公正価値で測定します。この指定を行うか否かは個々の資本性金融商品ごとに決定されており、取消不能なものとして継続的に適用しております。

なお、IFRS第９号に関して、当社グループは以下のIFRS第１号の免除規定を採用し、IFRS移行日時点で既に保有している資本性金融商品の分類を決定しております。

・企業は、IFRS移行日時点で存在する事実及び状況に基づき、資本性金融商品に対する投資を、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定することができる。

（償却原価で測定する金融資産）

償却原価で測定する金融資産は、公正価値に当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で当初認識しております。

当初認識後、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については実効金利法を用いて算定し、必要な場合には減損損失を控除しております。

（FVTPLの金融資産）

FVTPLの金融資産は、当初認識時に公正価値で認識し、取引費用は発生時に純損益で認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は純損益として認識しております。

（FVTOCIの金融資産）

FVTOCIの金融資産は、公正価値に取得に直接帰属する取引費用を加算した金額で当初認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動はその他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合にはその他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額を利益剰余金に振り替えております。

このような投資から獲得した配当は、当該配当が明らかに投資原価の回収を示していなければ純損益として認識しております。

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的に全て移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

(b) 償却原価で測定する金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、四半期ごとに減損していることを示す客観的な証拠が存在するかについての評価を行っております。減損の客観的な証拠には、債務者又は債務者グループの重大な財政状態の悪化、元利の支払に対する債務不履行や延滞、債務者の破産等を含んでおります。

償却原価で測定する金融資産については、客観的な証拠によって損失事象が当該資産の当初認識後に発生したことが示され、かつ、当該損失事象によってその金融資産の見積り将来キャッシュ・フローにマイナスの影響が及ぼされることが合理的に予測できる場合に減損すると判定しております。

当社グループは、償却原価で測定する金融資産の減損の客観的な証拠を、個々の資産ごとに検討するとともに全体としても検討しております。個々に重要な金融資産は、個々に減損を評価しております。個々に重要な金融資産のうち個々に減損する必要がないものについては、発生しているが認識されていない減損の有無の評価を全体として実施しております。個々に重要でない金融資産は、リスクの特徴が類似するものごとにグルーピングを行い、全体として減損の評価を行っております。

償却原価で測定する金融資産の減損損失については、その帳簿価額と当該資産の当初の実効金利で割り引いた将来キャッシュ・フローの見積りの現在価値との差額として測定し、純損益で認識しております。減損を認識した資産に対する利息は、時の経過に伴う割引額の割戻しを通じて引き続き認識しております。減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を純損益で戻し入れております。戻し入れる金額は、戻し入れが発生した時点まで減価償却又は償却を続けた場合における帳簿価額を上限としています。

(c) 金融商品の公正価値

各決算日現在で活発な金融市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場における公表価格等を参照しております。

活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法（インカムアプローチ、マーケットアプローチ）を使用して算定しております。

公正価値の算定方法は、「４．金融商品に関する注記」に記載しております。

② 有形固定資産及び無形資産（のれんを除く）の評価基準、評価方法及び減価償却又は償却の方法

(a) 有形固定資産

（認識及び測定）

有形固定資産については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

取得原価には資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入費用が含まれております。

有形固定資産の構成要素の耐用年数が構成要素ごとに異なる場合は、それぞれ別個の有形固定資産項目として計上しております。

（減価償却）

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しております。

減価償却については、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法に基づいております。リース資産については、リース契約の終了までに当社グループが所有権を獲得することが合理的に確実な場合を除き、リース期間又は経済的耐用年数のいずれか短い期間で償却しております。なお、土地は償却しておりません。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

・建物及び構築物　　３－50年
・工具、器具及び備品　　３－15年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末日に見直しを行い、必要に応じて改訂しております。

(b) 無形資産

（企業結合により取得した無形資産）

企業結合により取得し、のれんとは区別して認識された無形資産は、取得日の公正価値で当初認識し、ゲーム著作権として計上しております。

当初認識後、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

（ソフトウェア）

当社グループは、自社利用目的のソフトウェアを購入又は開発するための特定のコストを支出しております。

新しい科学的又は技術的知識の獲得のために行われる研究活動に対する支出は、発生時に費用計上しております。開発活動による支出については、信頼性をもって測定可能であり、技術的に実現可能であり、将来経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合にのみ、無形資産として資産計上しております。

資産計上したソフトウェアに係る支出は、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

（研究開発費）

新規の科学的又は技術的な知識及び理解を得る目的で実施される研究活動に関する支出は、発生時に純損益として認識しております。一定の要件を満たすことで資産化した開発費用は、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

（ゲーム著作権及びその他の無形資産（個別に取得した無形資産））

当社グループは、他社が開発したオンラインゲームの配信権を購入し、無形資産として認識しゲーム著作権として計上しております。ゲーム著作権及び当社グループが取得したその他の無形資産で有限の耐用年数が付されたものについては、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上されております。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

（償却）

償却費は、資産の取得価額から残存価額を差し引いた金額に基づいております。無形資産の償却は、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法に基づいております。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

・ゲーム著作権　　２－７年

償却方法、耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末日に見直しを行い、必要に応じて改訂しております。なお、残存価額をゼロとしております。

（リース）

契約上、当社グループが実質的に全てのリスク及び経済的便益を享受するリースをファイナンス・リースとして分類し、それ以外のリース取引はオペレーティング・リースに分類しております。

ファイナンス・リースは、リース開始時のリース物件の公正価値又は最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額をもって資産計上しております。リース債務は、連結財政状態計算書の流動負債及び非流動負債に計上しております。金融費用は、負債残高に対して一定の利率となるように、リース期間にわたって各期に配分しております。

オペレーティング・リースにおける支払額は、リース期間にわたって定額法により費用処理しております。

変動リース料は、発生した期間の費用として認識しております。

（非金融資産の減損）

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、四半期ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を連結会計年度末日ごと及び減損の兆候を識別した時に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としております。使用価値の算定において、見積り将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・イ

ンフローを生み出す最小の資産グループとしております。

のれんの資金生成単位については、のれんが内部報告目的で管理される単位に基づき決定し、集約前の事業セグメントの範囲内となっております。

全社資産は独立したキャッシュ・インフローを生み出していないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を算定して判断しております。

減損損失については、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合には純損益で認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しております。

過去に認識した資産の減損損失については、四半期ごとに減損損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損の戻し入れの兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合には、減損損失を戻し入れております。減損損失については、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れております。なお、のれんに関連する減損損失は戻し入れておりません。

③ 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、合理的に見積り可能である法的又は推定的債務を現在の債務として負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

資産除去債務については、賃借事務所・建物等に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績及び事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、各物件の状況を個別具体的に勘案して見積り、認識及び測定しております。

④ 収益の計上基準

当社グループは、PCオンライン事業、モバイル事業、PCオンラインゲーム配信に係るコンサルティング事業及びインターネット広告事業を行っております。通常の商取引において提供されるサービス及び役務の提供の対価

の公正価値から、売上関連の税金を控除した金額で収益を測定しております。

役務の提供に関する取引に関し、以下の条件を全て満たした場合、かつ、取引の成果を信頼性をもって見積ることができる場合に、期末日現在の取引の進捗度に応じて収益を認識しております。

・収益の金額を信頼性をもって測定できる。
・取引に関連する経済的便益が当社グループに流入する可能性が高い。
・期末日における取引の進捗度を信頼性をもって測定できる。
・取引に関して発生する費用と取引を完了するために要する費用を信頼性をもって測定できる。

役務の提供に関する取引に関し、信頼性をもって見積ることができない場合には、費用が回収可能と認められる部分についてのみ収益を認識しております。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準、収益の総額表示と純額表示に関する基準は以下のとおりであります。

(a) 収益の主要な区分ごとの収益認識基準

当社グループは、（ⅰ）PCオンライン事業及びモバイル事業におけるアイテム等の販売に係る売上収益（ゲーム課金による収益）、（ⅱ）当社グループが開発し、製品化したPCオンラインゲームの配信権を供与することによるロイヤリティ収益、（ⅲ）PCオンラインゲーム配信にかかるコンサルティング事業及びゲーム内広告事業に係る収益を主な収益としております。

（ⅰ）PCオンライン事業及びモバイル事業におけるアイテム等の販売に係る売上収益（ゲーム課金による収益）

PCオンライン事業では、当社グループ又は他社が開発したPCオンラインゲームの配信を行っております。当社グループのPCオンラインゲームでは、基本的なゲームの利用料は無料ですが、これに必要なアイテムの購入や特定のサービスを利用する際に課金する方式をとっております。PCオンラインゲームにおいてはゲーム・ポイントと交換して取得したゲーム・アイテムの利用期間を見積り、当該見積利用期間にわたって売上収益を認識しております。

モバイル事業では、スマートフォン、タブレット等の端末を通じて、当社グループ又は他社が開発したモバイルゲームの配信を行っております。モバイルゲームにおいては、基本的なゲームの利用料は無料ですが、これに必要なアイテムの購入や特定のサービスを利用する際に課金する方式をとっ

ております。モバイルゲームにおいてはゲーム・ポイントと交換して取得したゲーム・アイテムの利用期間を見積り、当該見積利用期間にわたって売上収益を認識しております。

（ⅱ）当社グループが開発し、製品化したPCオンラインゲームの配信権を供与することによるロイヤリティ収益

当社グループは、当社グループが開発し、製品化したPCオンラインゲームの著作権者として、グループ外の配信会社とライセンス契約を締結し、その配信権を供与します。

配信権を第三者に供与することによって発生するロイヤリティ収益は、取引に関連する経済的便益が企業に流入する可能性が高く、かつ収益の金額を、信頼性をもって測定できるときに、関連するロイヤリティ契約の実質に従って発生基準で認識しております。

（ⅲ）PCオンラインゲーム配信にかかるコンサルティング事業及びゲーム内広告事業に係る収益

コンサルティング事業は、子会社が中国国内の配信会社に対して、ビリングシステム及び会員システムの構築及び管理業務、事業戦略、ゲーム運営、マーケティングに係るコンサルティングサービスを提供しており、サービスの提供に関する取引の進捗度に応じて収益を認識しております。

ゲーム内広告事業は、ユーザーがゲームの中で広告機能が付加された機能性アイテムを使用することにより、広告をユーザーに直接露出しており、広告実施期間にわたって売上収益を認識しております。

(b) 収益の総額表示と純額表示

当社グループでは、通常の商取引において、仲介業者又は代理人としての機能を果たす場合があります。このような取引における収益を報告するにあたり、収益を顧客から受け取る対価の総額で表示するか、又は顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する手数料その他の支払額を差し引いた純額で表示するかを判断しております。ただし、総額又は純額、いずれの方法で表示した場合でも、純損益に影響はありません。

収益を総額表示とするか純額表示とするかの判定に際しては、当社グループが取引の「主たる契約当事者」に該当するか、「代理人等」に該当するかを基準としております。当社グループが主たる契約当事者に該当する場合には収益を総額で、当社グループが代理人等に該当する場合には収益を純額で表示することとしております。主たる契約当事者か代理人等かの判定に際しては、物品の販売及び役務の提供に係る重要なリスク及び便益のエクス

ポージャーについて、取引条件等を個別に評価しております。

ある取引において当社グループが主たる契約当事者に該当し、その結果、当該取引に係る収益を総額で表示するための要件として、次の指標を考慮しております。

・役務を顧客へ提供する、又は注文を履行する第一義的な責任を有している。
・直接又は間接的に価格決定に関する裁量権を有している。
・顧客に対する債権に係る顧客の信用リスクを負っている。

ある取引において当社グループが代理人等に該当し、その結果、当該取引に係る収益を純額で表示するための要件として、次の指標を考慮しております。

・提供した役務の対価（コミッション又は手数料）が固定金額である。
・当社グループの対価が提供された役務の価値に対して一定の割合を乗じることで算定されている。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

(a) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの各企業がそれぞれの財務諸表を作成する際に、その企業の機能通貨以外の通貨での取引は、取引日における為替レートで各企業の機能通貨に換算しております。当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としております。

(b) 外貨建項目の換算

外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。公正価値で測定されている外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しております。再換算によって発生した為替差額は、純損益として認識しております。ただし、公正価値で測定しその変動をその他の包括利益として認識する金融商品の再換算により発生した差額、キャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。取得原価により測定されている外貨建非貨幣性項目は、取引日の為替レートを使用して換算しております。

(c) 在外営業活動体

機能通貨が表示通貨と異なるグループ企業（主に在外営業活動体）の資産及び負債は、その在外営業活動体の取得により発生したのれん、識別した資産及び負債並びにその公正価値の調整を含め、期末日の為替レートで表示通貨に換算しております。在外営業活動体の収益及び費用は、その期間中の為替レートが著しく変動していない限り、期中平均為替レートで表示通貨に換算しております。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益で認識しております。在外営業活動体の持分全体の処分、及び支配又は重要な影響力の喪失を伴う持分の一部処分につき、当該換算差額は、処分損益の一部として純損益に振り替えております。

⑥ のれんに関する事項

当社グループはのれんを、取得日時点で測定した譲渡対価の公正価値と被取得企業に対する非支配持分の金額の合計から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額を控除した額として測定しております。この差額が負の金額である場合には、純損益に認識しております。

当社グループは、非支配持分を公正価値で測定するか、又は識別可能な純資産の認識金額の比例持分で測定するかを、取得日に個々の取引ごとに選択しております。

当初認識後、のれんは、取得価額から減損損失累計額を控除して測定しております。持分法で会計処理している被投資企業については、のれんの帳簿価額を投資の帳簿価額に含めております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

当社グループのデリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引管理規程に従って行っており、当社の経理財務部が決裁担当者の承認を得て実行しております。また、デリバティブの利用に当たっては信用リスクを軽減するために格付けの高い金融機関のみと取引を行っております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジの対象となる項目又は取引、ヘッジされるリスクの性質及びヘッジ関係の有効性の評価方法などを含んでおります。

また、ヘッジ開始時及びその後も継続的に、ヘッジ取引に利用したデリバティブがヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動を相殺するために極めて有効であるかどうかについて評価を実施しております。

デリバティブは契約を締結した日の公正価値で当初認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動のうちヘッジ有効部分はその他の包括利益で認識し、ヘッジ非有効部分は直ちに純損益で認識しております。その他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額はヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期に、連結包括利益計算書においてその他包括利益から控除し、純損益に振り替えております。

ヘッジがヘッジ会計の要件を満たさない場合、ヘッジ手段が失効、売却、終了又は行使された場合、あるいはヘッジ指定が取り消された場合には、ヘッジ会計の適用を将来に向けて中止しております。ヘッジ会計を中止した場合、当社グループは、既にその他の包括利益で認識したキャッシュ・フロー・ヘッジの残高を、予定取引が当期利益に影響を与えるまで引き続き計上しております。予定取引の発生が予想されなくなった場合は、キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、即時に純損益で認識しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 会計方針の変更

（ＩＦＲＳにより要求される会計方針の変更）

当社グループは、当連結会計年度より主に以下の基準を適用しております。これらについては、当連結会計年度において重要な影響はありません。

基準書	基準書名	新設・改訂の概要
IFRS第２号	株式に基づく報酬	権利確定条件の定義を改訂
IFRS第３号	企業結合	企業結合における条件付対価の会計処理の改訂 IFRS第３号の適用範囲から除外される共同支配の取決めの範囲を明確化
IFRS第８号	事業セグメント	複数の事業セグメントを集約して報告セグメントを決定している場合の開示を追加 また、報告セグメントの資産に関する規定を明確化
IFRS第13号	公正価値測定	ポートフォリオの公正価値測定に関する例外規定の適用範囲を明確化
IAS第16号	有形固定資産	再評価モデルの会計処理を改訂
IAS第19号	従業員給付	確定給付制度の規約で要求される従業員又は第三者による拠出の会計処理の明確化
IAS第24号	関連当事者についての開示	経営幹部としてのサービスを提供する企業が、報告企業の関連当事者に該当することを明確化
IAS第38号	無形資産	再評価モデルの会計処理を改訂
IAS第40号	投資不動産	不動産の取得に関する、IAS第40号とIFRS第３号の適用の関係の明確化

２．連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保に供されている資産

その他の金融資産（流動）

定期預金	636百万円

(2) 資産から直接控除された貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	985百万円
その他の金融資産（流動）	1,315百万円
その他の金融資産（非流動）	1,100百万円

(3) 有形固定資産に係る減価償却累計額　12,356百万円

(4) 保証債務等

保証債務の残高　636百万円

従業員の借入金に対し、債務保証を行っております。

3．連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	431,256,017株	10,175,000株	7,313,900株	434,117,117株

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加10,175,000株は、ストック・オプションの行使によるものであります。
2. 普通株式の発行済株式総数の減少7,313,900株は、自己株式の消却によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	－	7,313,900株	7,313,900株	－

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加7,313,900株は、自社株買付けによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式数の減少7,313,900株は、自己株式の消却によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年2月17日取締役会	普通株式	2,156	5	平成26年12月31日	平成27年3月30日	利益剰余金
平成27年9月2日取締役会	普通株式	2,149	5	平成27年6月30日	平成27年9月25日	利益剰余金

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年２月22日取締役会	普通株式	2,171	5	平成27年12月31日	平成28年３月30日	利益剰余金

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
平成24年ストック・オプション（第５－１回）としての新株予約権	普通株式	7,436,000株
平成26年ストック・オプション（第７回）としての新株予約権	普通株式	4,380,000株
平成26年ストック・オプション（第８回）としての新株予約権	普通株式	460,000株
平成26年ストック・オプション（第９－１回）としての新株予約権	普通株式	309,000株
平成26年ストック・オプション（第９－２回）としての新株予約権	普通株式	8,000株
平成26年ストック・オプション（第９－３回）としての新株予約権	普通株式	14,000株

（注）新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないもの及び権利が確定していないものを除いております。

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に基づき必要な運転資金、投資資金を調達しております。資金調達については主に金融機関からの借入によっております。余剰資金は短期的な預金及び有価証券にて運用を行っております。なお、デリバティブ取引につきましては、主に金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的でのみ利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権及びその他の債権は取引先などの信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社及び連結子会社がそれぞれの債権管理規程に従い、定期的に信用調査を実施して信用情報を把握するとともに、取引先ごとの期日及び残高を管理し、財務状態等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

その他の金融資産のうち有価証券は、主に事業推進目的で保有する事業会社の株式、投資事業組合出資金及び非上場債券であります。これらは、発行事業体の信用リスク、市場価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体事業の財務内容を把握することにより管理しております。

仕入債務及びその他の債務は、全て１年以内の支払期日となっております。

借入金は、主に金融機関からの運転資金の調達であります。借入金のうち変動金利のものは金利変動リスクに、外貨建てのものは為替変動リスクにそれぞれ晒されております。これらリスクに関して、一部については、金利通貨スワップにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引は、外貨建長期借入金に係る金利変動リスク及び為替変動リスクに対するヘッジを目的とした金利通貨スワップであります。デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引管理規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関のみと取引を行っております。

(3) 金融商品の公正価値に関する事項についての補足説明

金融商品の公正価値の見積りにおいて、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、将来キャッシュ・フローを割り引く方法等により見積っております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(4) 金融商品の公正価値に関する事項

平成27年12月31日における連結財政状態計算書計上額及び公正価値については、次のとおりであります。

	連結財政状態計算書計上額（百万円）	公正価値（百万円）
現金及び現金同等物	194,225	194,225
営業債権及びその他の債権	33,362	33,362
その他の預金	97,105	97,105
その他の金融資産（流動）	1,973	1,973
その他の金融資産（非流動）	19,576	19,219
資　産　計	346,241	345,884
仕入債務及びその他の債務	10,874	10,874
借入金（流動）	1,916	1,916
その他の金融負債（流動）	568	568
借入金（非流動）	2,501	2,501
その他の金融負債（非流動）	790	790
負　債　計	16,649	16,649

（注）金融商品の公正価値の算定方法

現金及び現金同等物、その他の預金、仕入債務及びその他の債務、その他の金融負債（流動）

満期又は決済までの期間が短期であるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

営業債権及びその他の債権

債権の種類ごとに分類し、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積っております。なお、短期間で決済される営業債権及びその他の債権については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

その他の金融資産（流動）

市場性のある有価証券につきましては、純損益を通じて公正価値で測定する（FVTPL）金融資産に分類し、報告期間末に公正価値で測定しております。公正価値は市場価格によっております。

その他、当該科目に表示したものについては満期又は決済までの期間が短期であるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

その他の金融資産（非流動）

市場性のある有価証券につきましては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する（FVTOCI）金融資産に分類し、報告期間末に公正価値で測定しております。公正価値は市場価格によっております。

非上場有価証券のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しているものは、報告期間末に公正価値で測定しております。公正価値は将来キャッシュ・フローを割り引く方法等により、見積っております。

その他、当該科目に表示したものについては、主に将来キャッシュ・フローを割り引く方法により公正価値を算定しております。

借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、また、グループ企業の信用状態に借入後大きな変動はないと考えられることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。固定金利による借入金は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積っております。なお、短期間で決済される借入金については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

長期借入金については、将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により公正価値を算定しております。

その他の金融負債（非流動）

その他の金融負債（非流動）のうち、条件付対価については、将来キャッシュ・フローを割り引く方法により公正価値を算定しております。

５．賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり親会社所有者帰属持分	862円55銭
(2) 基本的１株当たり当期利益	127円86銭

７．重要な後発事象に関する注記

（資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少）

当社は、平成28年２月10日開催の取締役会において、平成28年３月29日開催予定の第14回定時株主総会に、下記のとおり、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少について付議することを決議いたしました。

(1)資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の目的

当社は、資本効率の最大化と資本政策実行の機動性及び柔軟性を確保することを目的として、会社法第447条第１項及び第448条第１項の規定に基づき、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少を行うことといたしました。

(2)資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の要領

① 減少すべき資本金、資本準備金及び利益準備金の額

減少すべき資本金の額　55,227百万円
減少すべき資本準備金の額　5,837百万円
減少すべき利益準備金の額　1,305百万円

② 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額55,227百万円及び資本準備金の額5,837百万円を「その他資本剰余金」、減少する利益準備金の額1,305百万円を「繰越利益剰余金」に振り替えます。

(3)資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の日程

①取締役会決議日	平成28年２月10日
②株主総会決議日	平成28年３月29日（予定）
③債権者異議申述公告	平成28年４月18日（予定）
④債権者異議申述最終期日	平成28年５月18日（予定）
⑤効力発生日	平成28年５月31日（予定）

(4)今後の見通し

本件は、連結財政状態計算書の資本における勘定科目内の振替処理であり、これにより当社資本に変更を生じるものではなく、本件が業績に与える影響はございません。

なお、上記内容につきましては、平成28年３月29日開催予定の当社定時株主総会において「資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の件」が承認可決されることを条件としております。

８．その他の注記

当連結会計年度において、のれん及び無形資産について減損テストを実施した結果、当初想定していた収益性が見込めなくなったため、減損損失を認識しております。当該減損損失は、連結損益計算書の「その他の費用」に含まれております。

なお、減損損失の主な内訳は以下のとおりであります。

種　類	会　　社	減損損失 (百万円)
のれん	シング・ソフト・インク	783
	エヌドアーズ・コーポレーション	221
ゲーム著作権	ネクソン・コリア・コーポレーション	135
	エヌドアーズ・コーポレーション	460
	シング・ソフト・インク	895
	ブリアン・ゲームズ・コーポレーション	156
コンテンツ	株式会社gloops	411

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの：当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備　　10～15年

工具、器具及び備品　４～５年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウエア

社内における見込み利用可能期間（５年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(5) 収益の計上基準

PCオンラインゲーム事業において、ゲーム・ユーザーがゲーム・ポイントと交換取得したゲーム・アイテムの利用期間を見積り、当該利用期間に亘って収益を認識する方法（サービス提供期間基準）により売上を計上しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利通貨スワップ取引については、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしているため一体処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　　金利通貨スワップ

ヘッジ対象　　外貨建長期借入金

③ ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利通貨スワップの一体処理の適用要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

短期金銭債権	608百万円
短期金銭債務	271百万円

(2) 取締役に対する金銭債権

短期金銭債権	116百万円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	
売上高	66百万円
仕入高	1,405百万円
営業取引以外の取引高	17,779百万円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式	－	7,313,900	7,313,900	－

変動事由の概要

増加　　平成27年２月26日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得

減少　　平成27年５月22日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却

５．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	6,989百万円
前受収益	304百万円
新株予約権	612百万円
減損損失	127百万円
投資有価証券評価損	452百万円
未払事業税	122百万円
貸倒引当金	2,175百万円
その他	174百万円
繰延税金資産小計	10,955百万円
評価性引当額	△10,955百万円
繰延税金資産合計	－
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△117百万円
繰延税金負債合計	△117百万円
繰延税金資産(負債) の純額	△117百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△43.8%
評価性引当金	29.1%
外国税額	6.1%
留保金課税	10.4%
税率差異	1.6%
その他	△1.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.3%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が、平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以降に開始する事業年度より法人税率及び地方税率が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成28年１月１日から平成28年12月31日までに解消が見込まれる一時差異については33.06%に、平成29年１月１日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.26%となります。この税率変更による影響は軽微です。

6．関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当取引はありません。

(2) 子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係
子会社	ﾈｸｿﾝ・ｺﾘｱ・ｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ	所有 直接　100.00%	開発ｹﾞｰﾑのﾊﾟﾌﾞﾘｯｼﾝｸﾞ許諾 役員の兼任

取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
仕入（注1）	1,019	買掛金	179

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係
子会社	株式会社 gloops	所有 直接　100.00%	－

取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
資金の回収	6,500	関係会社短期貸付金	－
受取利息（注2）	11		

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係
子会社	ﾈｸｿﾝ･ｱﾒﾘｶ･ｲﾝｸ	所有 直接　100.00%	－

取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
資金の貸付（注2）	2,789	関係会社長期貸付金	5,072
受取利息（注2）	50	未収利息	68

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係
子会社	ﾈｸｿﾝ･ｴﾑ･ｲﾝｸ	所有 直接　100.00%	－

取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
資金の貸付（注2､5）	1,966	関係会社短期貸付金	3,618
受取利息（注2）	55	関係会社長期貸付金	1,990
		未収利息	84

(3) 同一の親会社を持つ会社等及びその他の関係会社の子会社等
該当取引はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係
役員	オーウェン・マホニー	0.04%	当社代表取締役社長

取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
資金の貸付（注3）	26	短期貸付金	116
受取利息（注3）	3	未収利息	6
ストック・オプション行使（注4）	22		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）仕入については、主にロイヤリティに係るものであり、PCオンラインゲーム市場における一般的な取引条件を勘案して決定しております。

（注2）貸付金については、市場金利を勘案のうえ日本における資金調達コストに基づいて、取引条件を設定しております。

（注3）上記役員に対する資金の貸付の利息については、市場金利を勘案のうえ合理的に決定しております。また、貸付金の担保として、同氏保有の有価証券を受け入れております。

（注4）平成23年ストック・オプション（第3-3回）としての新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

（注5）上記子会社に対する貸付金に対し、当事業年度において5,693百万円の貸倒引当金繰入額及び貸倒引当金を計上しております。

7．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	230円41銭
1株当たり当期純利益	18円95銭

8．重要な後発事象に関する注記

（資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少）

当社は、平成28年2月10日開催の取締役会において、平成28年3月29日開催予定の第14回定時株主総会に、下記のとおり、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少について付議することを決議いたしました。

(1)資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の目的

当社は、資本効率の最大化と資本政策実行の機動性及び柔軟性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少を行うことといたしました。

(2)資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の要領

① 減少すべき資本金、資本準備金及び利益準備金の額

減少すべき資本金の額　55,227百万円

減少すべき資本準備金の額　5,837百万円

減少すべき利益準備金の額　1,305百万円

② 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額55,227百万円及び資本準備金の額5,837百万円を「その他資本剰余金」、減少する利益準備金の額1,305百万円を「繰越利益剰余金」に振り替えます。

(3)資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の日程

①取締役会決議日	平成28年２月10日
②株主総会決議日	平成28年３月29日（予定）
③債権者異議申述公告	平成28年４月18日（予定）
④債権者異議申述最終期日	平成28年５月18日（予定）
⑤効力発生日	平成28年５月31日（予定）

(4)今後の見通し

本件は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目内の振替処理であり、これにより当社純資産に変更を生じるものではなく、本件が業績に与える影響はございません。

なお、上記内容につきましては、平成28年３月29日開催予定の当社定時株主総会において「資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の件」が承認可決されることを条件としております。

9．その他の注記

該当事項はありません。